

平成27年5月1日

特別調査期間通知書

債権者各位

大阪地方裁判所第6民事部大型事件係

当裁判所は、次の破産事件について、下記のとおり破産債権の特別調査期間を定めましたので通知します。

平成24年(フ)第3650号

(申立年月日 平成24年7月5日)

大阪市都島区東野田町二丁目8番8号

破産者 株式会社クラヴィス

代表者代表取締役 蔵内 英人

破産管財人の住所および氏名

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル8階 小松法律特許事務所

弁護士 小松陽一郎

電話 06-6221-3355 FAX 06-6221-3344

記

- 1 期間 平成27年6月1日から平成27年6月3日まで
- 2 目的 債権届出期間の経過後に届出のあった債権の調査

(注) この期間は、届出期間経過後に届出のあった債権について、破産管財人が調査の結果を述べ、破産債権の確定をはかる手続を行うものです。

したがって、特に異議のない場合は、上記期間内に書面で異議を述べる必要はありません。